

森林環境保全整備事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請負 予定数量	請負予定金額	事業場所	生産完了 検査場所
森林環境保全 整備事業（大 谷鹿伏山2003 保育間伐【活 用型】）	ス 素 ギ 材	生産資材 等内訳書 のとおり	m ³ 8,800	円 (うち取引に係る消 費税及び地方消費税 の額 円)	高知県安芸 郡北川村久 木 大谷鹿伏山 国有林2003 林班い小班 外 2	山 元 最 終

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負金額に110分の10を乗じて得た額である。

請負予定金額欄の（ ）部分は、請負者が課税事業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 年 月 日

3 選択条項

別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が确实と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	月 1 回 以 内	第38条
○	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与品

品 名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

- (1) 請負者は、森林作業道により素材の搬出作業を行う場合は、請負者の責において適宜、当該森林作業道の水切り処理を行い、異常気象等による森林作業道及び林地における被害の未然防止に努めなければならない。
- (2) 請負者は、林道端、流出のおそれのある箇所、法令で制限される箇所等集積された末木、枝条等の処理にあつては、山元へ逆送する等して、事業実行上、支障のない場所へ移動しなければならない。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書並びに 令和 8 年 月 日に交付した 国有林野事業製品生産事業請負契約 契約約款、製品生産事業請負標準仕様書及び四国森林管理局製品生産事業請負仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	高知県安芸市川北乙1773番地 6 分任支出負担行為担当官 安芸森林管理署長 里見 昌記	印
-----	--	---

請負者	住所 氏名	印
-----	----------	---

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合

請負者	□□□□□□共同事業体	
代表者	住所 氏名	印

構成員	住所 氏名
-----	----------

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の 区 分	選 択 事 項			選 択 条 項
○	各会計年度における請負金の 支払限度額	令和 8 年度	円	第40条第 1 項
		令和 9 年度	円	
		令和 10 年度	円	
○	支払限度額に対応する各会計 年度の出来高予定	令和 8 年度	円	第40条第 2 項
		令和 9 年度	円	
		令和 10 年度	円	
×	前金払			第41条
×	翌会計年度の前払金相当額	円		第41条第 3 項
○	部分払			第42条
×	前払金の支払を受けている場 合の部分払額の決定	(a)		第42条第 2 項
		(b)		
○	各会計年度において部分払を 請求できる回数	令和 8 年度	4 回	第42条第 3 項
		令和 9 年度	12 回	
		令和 10 年度	12 回	

生産資材等内訳書

<伐倒対象資材：立木>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m³)	立 木 本 数 単材積伐採率 (m³) (%)	備 考
2003い	67	スギ ヒノ計	52.80	22,000	10,564.40	0.48 35	保育間伐【活用型】
			52.80	22,000	10,564.40		
2003ろ	64	スギ ヒノ計	14.56	16,380	3,101.28	0.19 47	保育間伐【活用型】
			14.56	16,380	3,101.28		
2003は	71	スギ ヒノ計	1.79	1,080	427.84	0.40 39	保育間伐【活用型】
			1.79	1,080	427.84		
合 計		スギ ヒノ計	69.15	39,460	14,093.52		
			69.15	39,460	14,093.52		

<集材対象資材：立木（請負予定数量：素材）>

林 小 班	林 齢	樹 種	面 積 (ha)	本 数 (本)	立木材積 (m³)	請 負 予定数量 (m³)	備 考
2003い	67	スギ ヒノ計	52.80	22,000	10,564.40	6,010	胸高直径12cm上
			52.80	22,000	10,564.40	6,010	
2003ろ	64	スギ ヒノ その他計	14.56	16,380	3,101.28	1,760	胸高直径12cm上
			14.56	16,380	3,101.28	1,760	
2003は	71	スギ ヒノ計	1.79	1,080	427.84	240	胸高直径12cm上
			1.79	1,080	427.84	240	
2003い 外3(道)	一	スギ ヒノ計	1.49	2,385	1,573.88	790	森林作業道 作設支障木
			1.49	2,385	1,573.88	790	
合 計		スギ ヒノ その他計	70.64	41,845	15,667.40	8,800	
			70.64	41,845	15,667.40	8,800	

作業工程等内訳書

作 業 工 程 等		単位	作業工程等別数量	作 業 方 式	備 考
林 内 作 業	全 木 伐 倒	m ³	15,667	人 機 併 用	数量は、立木材積 ※小数以下は四捨五入
	集 造 材	m ³	8,800	機 械 使 用	数量は、請負予定数量
	山 元 巻 立	m ³	12		
	森林作業道修繕 (0.45 m ³)	h	60		
林 外 作 業	山元・最終積込	m ³	8,788		山元積込・最終積込の計
	トラック運材 1	m ³	3,840	10 t トラック	平均運材距離 15.8 km 【魚梁瀬土場】
	トラック運材 2	m ³	960	10 t トラック	平均運材距離 47.9 km 【伊尾木土場（安田町経由）】
	トラック運材 3	m ³	12	10 t トラック	平均運材距離 54.9 km 【伊尾木土場（北川村一般道経由）】
	トラック運材 4	m ³	12	10 t トラック	平均運材距離 53.6 km 【伊尾木土場（北川村高規格経由）】

※平均運材距離は、片道の距離である。

(生産完了検査場所別数量内訳)

生産完了検査場所	単位	生産完了検査場所別 請 負 予 定 数 量	生産完了地点	備 考 (販 売 方 法)
山 元	m ³	12	山 元	一 般 競 争 入 札 等
最 終	m ³	3,964	山 元	産 物 販 売 委 託
最 終	m ³	4,824	最 終	製品システム販売
合 計		8,800		

※各生産完了検査場所別請負予定数量は、発注者の指示により変動することがある。

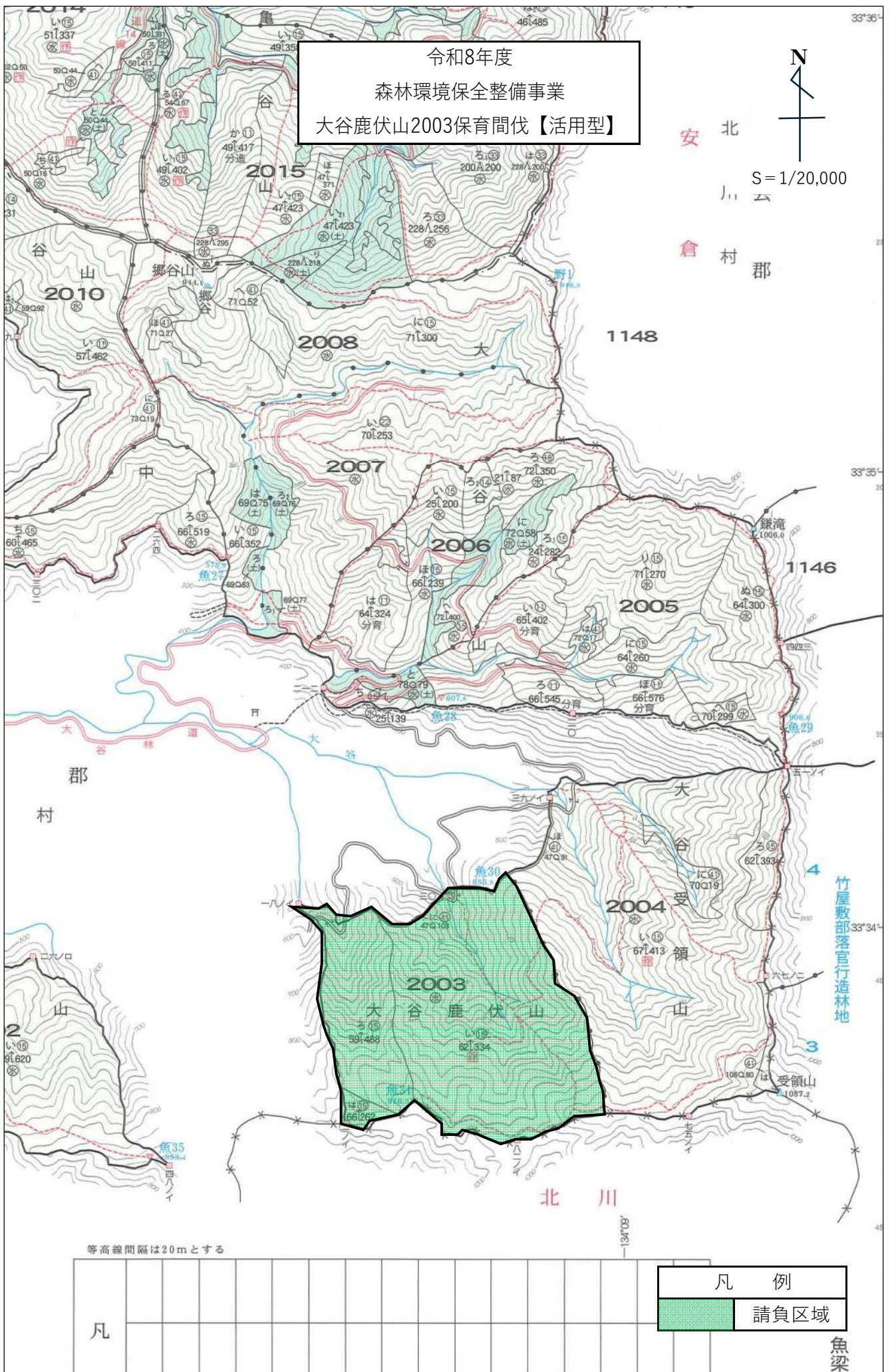
特 記 仕 様 書

- 1 発注者は、事業の完了に当たって、設計図書及び四国森林管理局が定める製品生産事業請負監督・検査要領の検査基準に適合していると認めたときは、合格と判定する。
- 2 請負者は、民有林における森林作業道作設に当たって、発注者の計画路線により森林作業道を作設するものとし、発注者が指定した立木以外は伐採してはならない。
ただし、山地崩壊等によりやむを得ず路線変更等を行う必要があるときは、監督職員の承諾を得て、計画路線等を変更することができる。
- 3 請負者は、民有林における森林作業道作設の際に発生する支障木の搬出に当たり、監督職員の指示に従わなければならない。
- 4 請負者は、発注者が国有林材の供給調整を行う必要があると認めたときは、国有林材の供給の時期及び数量の調整に関して、可能な範囲で発注者に協力するよう努めるものとする。

令和8年度
森林環境保全整備事業
大谷鹿伏山2003保育間伐【活用型】



S = 1/20,000



令和8年度
森林環境保全整備事業(大谷鹿伏山2003保育間伐【活用型】) 実測図



凡 例	
事業区域	
存置対象区域	
除 外 地	
一般公衆用道路等	
国有林林道	

